

糸魚川市農業委員会 議事録	
開催日	令和8年 8月31日(月) 午前9時30分から午前10時21分
会議場所	糸魚川市役所 201・202 会議室
出席委員	<p>【農業委員（出席16名、欠席3名）】</p> <p>・出席委員：1番吉岡秀明委員、3番山口久行委員、4番原 仁志委員、5番近藤栄樹委員、6番齊藤嘉一委員、7番米原文明委員、9番加藤政人委員、11番福田幸生委員、12番沢田昌三委員、13番磯谷はるみ委員、14番稲葉淳一委員、15番齋藤正機委員、16番齋藤 登委員、17番松澤正善委員、18番高澤直也委員、19番樋口佐登子委員</p> <p>・欠席委員：2番渡辺 朗委員、8番山岸寛幸委員、10番猪又正巳委員</p> <p>【農地利用最適化推進委員（出席要請無、出席2名）】</p> <p>・出席委員：8番池原栄一委員、9番荻野輝道委員</p> <p style="text-align: right;">(以上、出席18名)</p>
出席職員	<p>農業委員会事務局</p> <p>井上次長、小島係長（書記）、小竹主任主査、池原主査</p>
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	5番 委員
	6番 委員

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 報告事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知
No.20～No.26 7件

報告第2号 農地使用貸借契約の解約
No.1 1件

報告第3号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願い
No.29～No.35 7件

報告第4号 農地の休耕及び増反届
No.12～No.14 3件

報告第5号 農地の潰廃届
No.3 1件

日程第3 付議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請
No.13～No.14 2件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請
No.14 1件

議案第3号 農用地利用集積等促進計画案にかかる意見
No.90～No.91 2件

日程第4 その他

1 次回農業委員会の日程（合同）

- 9月30日(水) 9時30分開会 市役所 201・202 会議室
・農地パトロールの実施要項の説明

【連絡事項】

① 広報誌「農業委員会だより」発行

② 今後の行事等の案内

- ・新潟県農業委員会大会（新潟市）10月19日(月)※別紙

表彰対象者9名（継続3期9年表彰）

片山敏隆	大島 博	松木秀夫
加藤政人	川合次夫	樋口佐登子
猪又則雄	山岸寛幸	山本民男

- ・全国担い手サミット(新潟市)11月17日(火)※会長、職務代理参加

会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長 (米原委員)	<p>農業委員会を開催させていただきます。</p> <p>本日の欠席通告委員は、農業委員 2 番渡辺朗委員、8 番山岸寛幸委員、10 番猪又正巳委員の 3 名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。</p>
議長	<p>日程第 1＝議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしの発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。</p> <p>議事録署名委員には、5 番近藤栄樹委員、6 番齊藤嘉一委員を指名いたします。</p> <p>日程第 2＝報告事項</p>
議長 池原主査	<p><報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知></p> <p>報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 7 件ございます。</p> <p>説明を求めます。</p> <p>報告いたします。1 頁をご覧ください。</p> <p>20 番、下早川地区 日光寺地内の 1 筆 1,315 m²については、農地法第 3 条の売買のため解約するものです。</p> <p>21 番、西海地区 川島、成沢地内の 5 筆 11,476 m²については、農地法 3 条の貸借契約のため解約するものです。</p> <p>22 番から 26 番、糸魚川地区 南寺島 2 丁目地内の 7 筆 8,918 m²については、今後、農地転用するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしのご発言をいただきましたので、次の報告に移ります。</p>

議長	<p><報告第2号 農地使用貸借契約の解約> 報告第2号 使用貸借契約の解約について1件ございます。 説明を求めます。</p>
池原主査	<p>報告いたします。4頁をご覧ください。 1番、能生谷地区 柵口地内の7筆1,574㎡については、農地法第3条の売買をするものです。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、次の報告に移ります。</p>
議長	<p><報告第3号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願い> 報告第3号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて7件ございます。</p>
小竹主任主査	<p>説明を求めます。 報告いたします。5頁をご覧ください。 29番下早川地区、五十原地内の3筆48.56㎡について、現況は雑種地及び宅地です。 30番、31番大和川地区、竹ヶ花地内の2筆154㎡について、現況は宅地です。 32番、33番根知地区、山口地内の3筆886㎡について、転用許可が出ており、現況は駐車場及び宅地です。 34番、35番青海地区、須沢、田海地内の2筆454㎡について、転用許可が出ており、現況は宅地及び駐車場です。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、次の報告に移ります。</p>
議長	<p><報告第4号 農地の休耕及び増反届> 報告第4号、農地の休耕及び増反届について3件ございます。説明を求めます。</p>

池原主査	<p>報告いたします。7頁をご覧ください。</p> <p>12 番大和川地区 大和川地内の1筆 59 m²については、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>13 番大和川地区 大和川地内の6筆 1,023 m²については、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>14 番大和川地区 竹ヶ花地内の3筆 159 m²については、労力不足のため休耕するものです。</p>
議長	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしのご発言をいただきましたので、次の報告に移ります。</p>
議長	<p><報告第5号 農地の潰廃届></p> <p>報告第5号、農地の潰廃届について1件ございます。説明を求めます。</p>
小竹主任主査	<p>報告いたします。8頁をご覧ください。</p> <p>3 番、能生谷地区、鶉石地内の1筆計 447 m²については、農作業用地として活用したいものです。</p>
議長	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしのご発言をいただきましたので、報告を終了し、日程第3の付議事項について、審議に入ります。</p>
	<p>日程第3＝付議事項</p>
議長	<p><議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請></p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明を求めます。</p>
小竹主任主査	<p>説明いたします。9頁をご覧ください。</p> <p>13 番大和川地区、竹ヶ花地内の1筆 102 m²について所有権移転売買です。地図 No. 2をご覧ください。譲渡人は他市に居住しており、管理ができないことから、申請地の近隣に居住する譲受人に譲渡したい</p>

<p>議長 小島係長</p>	<p>というものです。</p> <p>14 番能生谷地区、柵口地内の 7 筆 1,574 m²について所有権移転売買です。地図 No. 3 をご覧ください。申請地は柵口地内の田と畑です。譲渡人は管理ができないため、申請地での耕作を希望する譲受人に譲り渡したいというものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けします。</p> <p>補足しますが、先月の農地法第 3 条で申請があり、現在保留となっている案件、10 番の下早川地区、四ツ屋地内の外国籍の申請者の件です。その後、宣誓書を作成すると連絡がありましたが、宣誓書の提出が、今回の議題の提出期限に間に合わなかったので、次回以降になる予定です。</p>
<p>議長</p>	<p>他にご質問・ご意見をお受けします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕</p> <p>異議なしと認め、原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長 小竹主任主査</p>	<p><議第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について></p> <p>議第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について説明を求めます。</p> <p>14 番、糸魚川地区、上刈 1 丁目地内の 2 筆 615 m²については、駐車場の転用です。地図 No. 4 をご覧ください。申請地は、市道道保木揚場線に隣接する休耕畑です。申請人は、対象地をやまのい保育園の駐車場として借り受け駐車場として整備したいというものです。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕</p> <p>異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p><議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案にかかる意見></p>

議長	議案第3号 農用地利用集積等促進計画案について2件ございます。
池原主査	事務局の説明を求めます。 説明いたします。11頁からとなります。 90番下早川地区 五十原地内の2筆932㎡については、更新です。 91番上早川地区 土塩地内の1筆2,088㎡については、更新です。 以上で説明を終わります。
議長	只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長	日程第4＝その他 事務局の説明を求めます。
小島係長	説明いたします。次回の農業委員会のご案内です。 9月30日(水) 9時30分開会 市役所201・202会議室です。 今回は農地利用最適化推進委員を含めた合同の会です。お間違いないようにお願いします。
議長	他にないので、以上で閉会といたします。慎重審議をいただき大変ありがとうございました。